

2016 年 5 月 31 日

企業会計基準委員会 御中

「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案」（以下、「本公開草案」）に対して、下記のとおり意見を申し上げます。

有限責任監査法人トーマツ
IFRS センター・オブ・エクセレンス

記

2013 年 6 月に企業会計審議会が公表した「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（以下、「当面の方針」という。）に記されているとおり、我々も、単一で高品質な国際会計基準の策定という目標に我が国が主体的に取り組むことは、日本企業の活動・資金調達に有益であるとともに日本市場の国際的競争力を確保する観点からも重要であるため、我が国において IFRS の任意適用の積上げを図ることは重要であると考えている。

このため、我々は IFRS の任意適用の積上げを図ることを目的とした各種施策が推進されることは適当であると考えており、貴委員会が進めているエンドースメント手続もその目的に貢献することを期待している。

IFRS のエンドースメント手続は、IFRS を我が国の制度に組込むための手続としての意義を有するが、我が国が IFRS の任意適用を拡大する最も本質的な意義と考えられるグローバルに比較可能な財務報告基準の国内市場での利用拡大に反するものとならないよう手続を構成・運用することが重要である。特に、我が国において IFRS の任意適用が着実に拡大しているなか、IFRS を用いる企業の財務報告が、我々が考えるエンドースメントの本質的判断基準であるべき公益および投資家保護に反していると考えられる証拠はなく、エンドースメント手続の過程での IFRS の削除または修正は、極めて慎重に行なうことが適当である。IFRS のエンドースメント手続は、運用を誤れば、単一で高品質な会計基準の利用という IFRS を用いる本来の意義を喪失させ、日本の市場や企業の財務報告に対する内外からの信頼性の維持・向上に反する作用をもたらす可能性もある。このため、貴委員会には、エンドースメント手続の意義に加え、削除又は修正を行なうリスクも十分に踏まえた対応をお願いしたい。

具体的には、IFRS の削除又は修正を行う領域と内容の慎重な検討を望む。今次のサイクルで貴委員会の提案している削除又は修正は、初度エンドースメント手続において削除又は修正を行った、その他の包括利益のリサイクリング処理に関連するものに限定されていると理解した。しかし、提案されている削除および修正が、内外の関係者が最善の解決と

認める方法であるか否かについては議論の余地がある。削除または修正の最終化にあたっては、内外の会計基準設定における思考と実務上の課題について情報を広く深く収集・検討し、国際的な基準設定を先取りするような削除または修正を立案することが、国際的な会計基準設定に対する我が国の影響力を高めるより有効な方策であると考え。こうした観点から、提案されている削除および修正については関係者からのコメントを踏まえて貴委員会が更に検討を深化させることを期待している。

次に、公開草案に示された個別の質問項目に対してコメントする。

質問項目

「IFRS第9号「金融商品」（ヘッジ会計並びにIFRS第9号、IFRS第7号及びIAS第39号の修正）（2013年11月公表）」について

質問1

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資をヘッジ対象とした公正価値ヘッジのノンリサイクリング処理

「IFRS 第 9 号「金融商品」（ヘッジ会計並びに IFRS 第 9 号、IFRS 第 7 号及び IAS 第 39 号の修正）（2013 年 11 月公表）」（以下「IFRS 第 9 号（2013 年）」という。）では、その他の包括利益を通じて公正価値で測定することを選択した資本性金融商品への投資をヘッジ対象として公正価値ヘッジを行う場合に、ヘッジ手段に関してその他の包括利益に認識した利得又は損失の累計額を純損益にリサイクリング処理しないこととされています。

本公開草案では当該規定の「削除又は修正」を行い、純損益にリサイクリング処理する提案を行っています。これは、初度エンドースメント手続において、当該資本性金融商品への投資に関して生じるその他の包括利益のノンリサイクリング処理の取扱いをリサイクリング処理するように「削除又は修正」を行ったことに対応するものです。

本公開草案で提案している「削除又は修正」に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定することを選択した資本性金融商品（以下、「FVTOCI 資本性金融商品」という。）への投資をヘッジ対象とする公正価値ヘッジに関して提案された「削除又は修正」は、初度エンドースメント手続において、ヘッジ対象である FVTOCI 資本性金融商品への投資についてその他の包括利益から純損益にリサイクリング処理を行うよう「削除又は修正」したことに対応して、ヘッジ手段も、ヘッジ対象と同様に、その他の包括利益から純損益にリサイクリング処理を行うよう「削除又は修正」したものと理解している。しかし、削除又は修正を行なう場合であっても、次の理由により、

提案された方法ではなく、通常の公正価値ヘッジの方法によることも考えられる。

－「削除又は修正」の対象は、FVTOCI 資本性金融商品への投資をヘッジ対象とする「公正価値ヘッジ」である。それにも関わらず、「削除又は修正」された結果は、ヘッジ対象に係る純損益を認識する際に、過去にその他の包括利益に認識した利得又は損失の累計額のうちヘッジ対象に係る純損益に対応する部分を、その他の包括利益累計額から純損益に組替調整額として振り替える「キャッシュ・フロー・ヘッジ」と同様の会計処理となっている。ヘッジの方法と会計処理を整合的に対応させる観点からは、提案されている方法を取る合理性は不明確である。

－提案されている方法では、ヘッジ非有効部分が、ヘッジ対象に係る利得又は損失を純損益に認識するまで、その他の包括利益累計額に認識される。一方、ヘッジの非有効部分は原則として発生した時点で純損益に認識することが国際的な会計基準における典型的な処理であり、提案はこれに整合しない。

－初度エンドースメント手続における「削除又は修正」により、修正国際基準における FVTOCI 資本性金融商品の会計処理は、IAS 第 39 号の売却可能金融資産や IFRS 第 9 号（2014 年）4.1.2A 項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産¹と、その他の包括利益から純損益へのリサイクリングを行う点で類似する。一方で、提案された方法は、こうした金融資産の公正価値ヘッジの会計処理（IAS 第 39 号第 89 項(b)及び IFRS 第 9 号（2014 年）第 6.5.8 項(b)¹）との整合性を欠いている。

質問 2

キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるベシス・アジャストメント

IFRS 第 9 号（2013 年）では、非金融資産又は非金融負債に関する予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジに関して、当該資産又は負債が認識される等の場合に、ヘッジ手段に関して累積されたその他の包括利益累計額（キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金）を当該資産又は負債の当初の原価等を含めることとされています。また、その際、その他の包括利益累計額の変動を包括利益計算書においてその他の包括利益に反映させないとされています。

本公開草案では当該規定の「削除又は修正」を行い、その他の包括利益累計額の変動を包括利益計算書のその他の包括利益に反映させる提案を行っています。

当該提案については、「削除又は修正」を行うか否かにかかわらず純損益への影響は

¹ IFRS 第 9 号 4.1.2A 項のその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産及び IFRS 第 9 号第 6.5.8 項(b) の IFRS 第 9 号 4.1.2A 項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産をヘッジ対象とする公正価値ヘッジの会計処理は、IFRS 第 9 号（2014 年）により追加された要求事項であり、今回の IFRS のエンドースメント手続の対象ではない。しかし、既にこうした会計処理は IFRS としては最終化されており、今後のエンドースメント手続において考慮することは不可能ではない上、エンドースメント手続の品質に資するものと考えられる。

変わらないため、「削除又は修正」を必要最小限とする観点から、「削除又は修正」すべきでないとの意見もありましたが、初度エンドースメント手続において、その他の包括利益の純損益へのリサイクリング処理が必要であるとする理由の1つとして、純損益と包括利益は本質的に認識時期の相違であるとの考え方を示しており、本公開草案ではこの点との整合性を図る観点で「削除又は修正」を提案しています。

本公開草案で提案している「削除又は修正」に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

キャッシュ・フロー・ヘッジのベースス・アジャストメントに関する本「削除又は修正」案は、「その他の包括利益の会計処理（案）」第46項に記載されている、「概念上、全会計期間を通算した純損益の合計額は、全会計期間を通算した包括利益の合計額と等しくなる」という、貴委員会の考え方に基づくものと理解している。これは、初度エンドースメント手続において、その他の包括利益に含まれたすべての項目について、純損益へのリサイクリング処理を必要とするとした理由の1つであり、本「削除又は修正」が、その他の包括利益のリサイクリング処理を必要とする貴委員会の考え方と一貫したものであることは理解する。ただし、この領域においてリサイクリング処理を導入することの実際上の有用性や、ベースス・アジャストメントという会計処理にその他の包括損益を用いることの理論的意義、更にはIASBがリサイクリング処理を導入しない理由として示した事項（IFRS9:BC6.380）への明確かつ具体的な反論が示されることが期待される。

また、提案された処理が最終化される場合、「その他の包括利益の会計処理（案）」第6-2項におけるIFRS第9号第6.5.11項の「削除又は修正」案は、次の文案のように明瞭化することを提案する。（二重下線は追加提案部分、二重取消線は削除提案部分を示す。）

6.5.11 項

キャッシュ・フロー・ヘッジが6.4.1 項の適格要件を満たしている限りは、ヘッジ関係を次のように会計処理しなければならない。

（中略）

(d) (a)に従ってキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額は、次のように会計処理しなければならない。

(i) ヘッジされた予定取引がその後に非金融資産若しくは非金融負債の認識を生じる場合、又は、非金融資産若しくは非金融負債に係るヘッジされた予定取引が公正価値ヘッジが適用される確定約定となった場合には、企業は、当該金額をその他の包括利益に含めることを通じてキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から除去する~~してその他の包括利益に含めるとともに~~、当該資産又は負債の当初の原価又はその他の帳簿価額に直接含めなければならない。これは組替調整ではない（IAS 第1号「財務諸表の表示」参照）ので、~~その他の包括利益には影響しない。~~

(以下 略)

加えて、IFRS第9号第6.5.15 項(b)(i)では、オプションの本源的価値の変動のみをヘッジ手段に指定している場合に、取引に関連したヘッジ対象がその後に非金融資産若しくは非金融負債、又は公正価値ヘッジ会計が適用される非金融資産又は非金融負債に係る確定約定の認識を生じる場合における、ヘッジしているオプションの時間的価値の公正価値変動の累計額について、第6.5.11項(d)(i)のキャッシュ・フロー・ヘッジのベースス・アジャストメントと同様の会計処理を規定している。そのため、第6.5.11項(d)(i)を「削除又は修正」の対象とするのであれば、第6.5.15 項(b)(i)も同様に「削除又は修正」の対象とすることが整合的である。

その他

質問 3

その他、2013 年中に IASB により公表された会計基準等（第 3 項参照）のうち、質問 1 及び質問 2 で取り上げた項目以外で「削除又は修正」を行うべき項目があるとお考えの場合には、「削除又は修正」を行う項目の内容及び「削除又は修正」を行うべきと考える理由をご記載ください。

1 ページ目に記載したとおり、IFRS は既に内外の企業に広く利用されており、特にこれを利用している我が国企業の財務報告が我々が考えるエンドースメント手続の本質的判断基準である、公益または投資家保護に反すると考えられる事案は現時点で認識していない。このため、削除又は修正を行うべきと考える項目は存在しない。

以 上